

(平成22年9月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 8 件

厚生年金関係 8 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 13 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 12 件

第1 委員会の結論

事業主は、申立期間のうち昭和 55 年 10 月 1 日から 56 年 8 月 1 日までの期間における標準報酬月額を 32 万円として社会保険事務所（当時）に届け出ていることが認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を訂正する必要がある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 11 月 22 日から 58 年 2 月 20 日まで

私は、ヘッドハンティングにより、昭和 51 年 11 月に A 社に入社した。

同社における入社時の標準報酬月額は、17 万円と記録されており、直前に勤務していた会社の標準報酬月額（20 万円）より低く記録されているが、入社時の経緯から、標準報酬月額が下がっているとは考え難い。

申立期間当時、会社は国から不況業種の指定を受け、国から給与を補填^{ほてん}されていたので、私の報酬月額は、入社当初から、約 30 万円はあったはずであり、私の場合、最初から給与が高かったので、昇給は無かったと記憶している。

同社を退職後、厚生年金保険の任意加入手続を行ったが、その際に社会保険事務所に提出した「厚生年金保険第四種被保険者資格取得申出書」に「51.11.22～58.2.20 260」と記載していることから、申立期間に係る標準報酬月額が、期間によって 17 万円から 22 万円などと記録されていることに納得できない。

なお、昭和 57 年分の給与所得の源泉徴収票には、約 30 万円の給与月額に見合う収入額が記載されている。

申立期間における標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 55 年 10 月 1 日から 56 年 8 月 1 日までの期間における標準報酬月額については、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、55 年 10 月 1 日の定時決定において、申立人の標準報酬月額は 32 万円

と記録されていることが確認でき、事業主は、当該期間について、32万円の標準報酬月額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ていることが認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を32万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、昭和51年11月22日から55年10月1日までの期間については、i) 前述の被保険者名簿で確認できる、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得時の標準報酬月額は、申立人とほぼ同時期に被保険者資格を取得した同僚の標準報酬月額に比較して高額となっている、ii) 申立人が名前を挙げる、前述の被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「私の標準報酬月額についての記録には間違いはないと思う。」と供述している、iii) 前述の被保険者名簿において、申立人に係る標準報酬月額がさかのぼって訂正されたことをうかがわせる記載は確認できないなど、社会保険事務所における一連の事務処理に不自然さは認められない上、当該期間について、前述の被保険者名簿で確認できる標準報酬月額(昭和51年11月から52年7月までの期間は17万円、同年8月から53年9月までの期間は22万円及び同年10月から55年9月までの期間は24万円)は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致している。

また、申立期間のうち、昭和56年8月1日から58年2月20日までの期間については、申立人は、同年に厚生年金保険の任意加入手続を行った際に社会保険事務所に提出した「厚生年金保険第四種被保険者資格取得申出書」に、「51.11.22～58.2.20 260」と記載されていることを理由に、申立期間の標準報酬月額については、最低でも26万円であったと主張しているところ、60年改正前の厚生年金保険法第26条によると「第四種被保険者の各月の標準報酬は、その被保険者の資格を取得する前の最後の標準報酬によるものとする。」と定められていることから判断すると、上記申出書に記載されている「51.11.22～58.2.20 260」の記載は、厚生年金保険の任意加入直前の標準報酬月額を記載したものと考えられる上、当該標準報酬月額は、申立人が所持する57年分給与所得の源泉徴収票に記載された社会保険料控除額から推認される標準報酬月額と一致しているとともに、前述の被保険者名簿及びオンライン記録における標準報酬月額とも一致していることが確認できる。

さらに、申立事業所は、「当時の事業主は既に死亡しており、当時の給与台帳等の関連資料の保管はしておらず、申立人の当該期間の報酬月額及び保険料控除額については確認できない。」と回答しており、申立人の主張を確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

加えて、申立人が、昭和51年11月22日から55年10月1日までの期間及び56年8月1日から58年2月20日までの期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の主張する標準報

酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間のうち、昭和 51 年 11 月 22 日から 55 年 10 月 1 日までの期間及び 56 年 8 月 1 日から 58 年 2 月 20 日までの期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和29年5月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年5月20日から同年6月1日まで

昭和28年4月1日にA社C支店に入社してから同社を昭和61年4月30日に退職するまでの期間において勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社が提出した社員名簿及び申立人の同僚の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和29年5月20日にA社C支店から同社本店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和29年6月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は当時の関連資料は保存されておらず不明としているが、A社C支店及び同社本店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、同社C支店における申立人の同僚27人全員について、同社C支店における資格喪失日（昭和29年5月20日）及び同社本店における資格取得日（昭和29年6

月 1 日) が申立人と同日付けとなっていることが確認でき、社会保険事務所 (当時) が申立人を含む 28 人全員について記録を誤るとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 29 年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する標準報酬月額（24万円）に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったと認められることから、申立人の申立期間に係るA社における標準報酬月額に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年11月1日から12年1月6日まで

社会保険事務所の記録では、A社で勤務した期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が、固定的賃金の変動が無かったにもかかわらず極端に低く変更されている。同社を退職後に受給した失業給付の基本手当振込額が分かる預金通帳の写しを添付するので、申立期間における標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における標準報酬月額については、オンライン記録によれば、平成11年8月27日に、同年10月からの標準報酬月額を定時決定により24万円と記録されていたにもかかわらず、約2か月後の同年10月12日に、当該定時決定に係る記録を取り消し、併せて標準報酬月額を13万4,000円に減額する処理がなされた後、同年10月13日に、前日に減額処理した同年10月の定時決定に係る記録を取り消した上で、10年11月にさかのぼって標準報酬月額をそれまでの24万円から13万4,000円に減額する随時改定処理が行われるとともに、11年10月からの標準報酬月額も同額の13万4,000円で定時決定処理されていることが確認できる。

また、申立人と同様に、前述の遡^{そきゅう}及訂正処理が、申立人以外の3人（代表取締役を含む取締役二人及び申立人と同様にA社B本社において営業に従事していたとする者一人）についても行われていることが確認できる。

さらに、申立期間当時、申立事業所において経理事務を担当していたとする同僚は、「申立期間当時、申立人の勤務形態及び給与形態等に変更は無かつ

た。」と供述している。

加えて、申立人が申立事業所を退職後に受給した失業給付の基本手当で確認できる賃金日額から判断すると、平成11年7月から同年12月までの期間における申立人の給与月額が23万7,780円であったと認められ、申立期間における申立人の勤務実態及び給与形態等に変更は無かったとの前述の同僚の供述があることなどから判断すると、申立人の報酬月額について、同年10月13日に定時決定処理された、同年10月からの標準報酬月額（13万4,000円）に見合うものであったと認めることができない。

また、保険料滞納処分票によると、A社については、平成6年から厚生年金保険料の滞納が始まり、前述の遡^{そきゅう}及訂正処理が行われた11年10月及び、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった12年1月においても多額の厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成11年10月13日付けで行われた、申立期間に係る標準報酬月額を13万4,000円にさかのぼって減額する随時改定処理及び定時決定の訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、これらによる標準報酬月額の減額に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人の申立期間に係る訂正処理が行われる前に、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録により、24万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係るA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和39年6月1日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、3万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年11月8日から37年6月1日まで
② 昭和38年6月1日から39年ごろまで

B社を退職してから昭和39年ごろまでの期間において、C社（現在は、D社）の下請会社であったA社と、C社の別の下請会社（E社の名称で看板があったことを記憶している。）の両社を掛け持ちで勤務していたが、両社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、オンライン記録では、申立人は昭和38年6月1日にA社における厚生年金保険被保険者資格を喪失したとされているが、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における被保険者資格の喪失日は、当初、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった39年6月1日（資格喪失の処理日は昭和39年6月13日）と記録されていたところ、後に38年6月1日を資格喪失日とする訂正処理が行われていることが確認できる。

また、オンライン記録において、申立人と同日の昭和38年6月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失しているとされる同僚一人についても、申立人と同様に、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった39年6月1日以降に、被保険者資格の喪失日を38年6月1日にさかのぼって訂正処理されていることが確認できる上、前述の被保険者名簿において、申立人及び上記の同僚については、オンライン記録上の被保険者資格の喪失日以

降である同年10月に標準報酬月額の時決定の記録が確認できる。

さらに、適用事業所名簿の記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日は昭和39年6月1日とされていることが確認でき、前述の被保険者名簿に記載の摘要欄には、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日について、当初、上記適用事業所名簿と同日である39年6月1日と記録されていたところ、後に38年6月1日とする訂正処理が行われていることが確認できる。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）がこのような訂正を行う合理的な理由は見当たらず、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、訂正処理前の記録から確認できる昭和39年6月1日であると認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の資格喪失日に係る訂正処理前の記録から、3万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間①については、複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人は昭和37年6月1日以前から、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、B社を退職した後、A社と、C社の別の下請会社の両社を掛け持ちで勤務していたと主張しているところ、申立人は、C社の別の下請会社の名称を記憶していないことから当該事業所を特定することができず、申立人の当該事業所における勤務実態を確認することができない上、適用事業所名簿において、申立人が看板に記載されていたとするE社という名称の事業所は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、適用事業所名簿によると、A社は、昭和37年6月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間①当時は適用事業所ではなかったことが確認できる上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記憶している同僚6人は、いずれもA社が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった同年6月1日に被保険者資格を取得しており、このうち、二人は、「私は、昭和37年6月1日以前からA社に勤務しており、申立人は私より先に同社に勤務していた。」と供述しているものの、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる供述は得られない。

加えて、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（36万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年8月5日

私が所持している「平成15年度夏期賞与支払明細書」では、申立期間にA社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間の標準賞与額に係る記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する「平成15年度夏期賞与支払明細書」により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（36万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、事業主は、当該賞与から控除した厚生年金保険料は申立人に返還したと回答しているものの、申立人が所持する「平成16年度夏期賞与支払明細書」において、事業主が返還したとする金額は「預り分戻し」として記載されるのみであり、申立人及び同僚は、当該賞与を支給された際に事業主から当該記載内容について明確な説明を受けた記憶が無いと供述していることから判断すると、いったん厚生年金保険料として控除した金額と同額の金額を申立人に返還したとして、厚生年金保険料の控除は行わなかったものとする事業主の主張は認め難く、申立人が当該「預り分戻し」について、厚生年金保険料が返還されたものと理解したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたも

のと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務所（当時）に対して申立人の平成 15 年 8 月 5 日の賞与に係る届出を行っていないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、当該期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 12 月 1 日から 33 年 8 月 1 日まで
② 昭和 33 年 8 月 1 日から 39 年 4 月 30 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、申立期間①については、A社における厚生年金保険被保険者資格の取得日が、同社で勤務を開始した時期と相違していることが分かった。A社に勤務していたことは間違いないので、申立期間①を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②については、厚生年金保険の被保険者記録によると、脱退手当金を受給した記録になっているが、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、申立期間②に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②の脱退手当金は、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2年10か月後の昭和42年2月3日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来は、過去のすべての厚生年金保険の被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間②より前の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、申立人が、当該2回の被保険者期間のうち、最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申

立期間②に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

2 申立期間①について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間①当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、適用事業所名簿によれば、A社は平成12年11月7日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主は死亡していることから、申立人の申立期間①における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、上記複数の同僚のうち、昭和31年4月に入社したとする同僚一人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は32年4月1日であることが確認できる上、申立人と同日の33年8月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得している別の同僚一人のA社における雇用保険被保険者資格の取得日は31年7月8日であることが確認できることなどから判断すると、当時、申立事業所では、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

- 1 申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C出張所における資格喪失日に係る記録を昭和35年7月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 事業主は、申立人が昭和36年5月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、1万4,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年6月20日から同年7月1日まで
② 昭和35年11月1日から36年5月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。

A社本社及び同社各支店間の異動はあったものの、昭和35年4月1日に同社に入社してから平成11年6月30日に退職するまでの期間において継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、雇用保険の被保険者記録、申立人が所持するA社発行の昭和35年4月1日付けの同社D支店従業員（見習員）としての採用辞令及び同年7月1日付けの同社D支店従業員（見習員）を解く辞令、並びにB社が提出した人事記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和35年4月1日にA社C出張所に入社した後、同年7月1日に同社同

出張所から同社本社に異動)、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社C出張所における昭和35年5月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は「申立期間①当時の関連資料を保存しておらず、不明である。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間②については、雇用保険の被保険者記録、申立人が所持するA社発行の昭和36年4月1日付けの定期昇給に係る辞令、及びB社が提出した人事記録から判断すると、申立人が35年7月1日にA社C出張所から同社本社に異動し、36年5月1日に同社本社から同社D支店に異動するまでの期間において継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録では、申立人は、A社において昭和35年11月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることが確認できるが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の資格喪失日欄には、資格喪失日に係る記載が無く、空白となっていることが確認できる。このことについて、日本年金機構は、当該被保険者名簿に資格喪失日が記載されていない理由については不明であるとしている上、申立人は、同年7月から約1年間においてA社本社において勤務し、36年春ごろに同社D支店に異動したと供述しているところ、同社D支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は同年5月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できることなどから判断すると、申立人は、同社本社において同年5月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失したことがうかがえる。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和36年5月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和35年7月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を64万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 8 月 12 日

平成 17 年 8 月 12 日に A 社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、申立期間の標準賞与額について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

申立期間における標準賞与額の記録を年金額の計算の基礎となる標準賞与額として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社が保管する賃金台帳（「17 年度年間集計表」）により、申立人は、64 万 2,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録から、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 22 年 6 月 22 日に、事業主が 17 年 8 月 12 日に支給した賞与の支払届の提出を行っていなかったとして申立てに係る賞与支払届を提出していることが確認でき、事業主は、申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福岡国民年金 事案 2129（事案 1594 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 7 月から同年 11 月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 58 年 7 月から同年 11 月まで

平成 19 年に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の保険料は還付されているとの回答をもらったが、昭和 58 年 7 月 29 日に国民年金被保険者資格の喪失の申出を行った記憶は無く、国民年金保険料の還付金を受け取った記憶も無いため回答に納得できないことから、年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったところ、申立期間の年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知を受け取った。

しかしながら、国民年金還付整理簿の私の名前の記載に誤りがある上、被保険者資格を喪失した約 7 か月後の昭和 59 年 2 月 15 日に国民年金保険料が還付されていることは不自然であり、どのような経緯で被保険者資格の喪失手続及び還付金の支払いが行われたのかははっきりしないことに納得できないので、再度調査して、申立期間に係る還付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 特殊台帳及び国民年金被保険者名簿には、申立人の国民年金の任意加入被保険者資格喪失年月日が昭和 58 年 7 月 29 日と記載されており、当該資格喪失日以降の国民年金への任意加入記録は記載されていないなど、申立人が申立期間当時に国民年金に任意加入していたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、ii) 特殊台帳及び国民年金還付整理簿において、還付期間、還付金額及び還付金支払年月日の記載が確認でき、当該記載内容に不自然な点は見られないことなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 9 月 30 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前述の国民年金還付整理簿の名前の記載に誤りがある上、

被保険者資格を喪失した約7か月後の昭和59年2月15日に国民年金保険料が還付されていることは不自然であり、どのような経緯で被保険者資格の喪失手続及び還付金の支払いが行われたのかははっきりしないことに納得できないとして再申立てを行っているが、特殊台帳、国民年金被保険者名簿及び国民年金還付整理簿を再度確認したところ、i)国民年金被保険者名簿及び国民年金還付整理簿における、国民年金手帳記号番号、住所及び連絡先等の記載内容から、当該記録は申立人に係る記録であると認められること、ii)国民年金被保険者名簿には、「S58.7.29 喪失申し出」及び「S59.1.7 還付請求済(S58.7～S58.11)」との記載が確認でき、国民年金の任意加入被保険者資格を58年7月29日に喪失し、同年7月から同年11月までの国民年金保険料の還付請求手続を59年1月7日に行ったと認められ、申立期間当時、年度当初に作成される国民年金保険料納付通知書により国民年金保険料を前納することができたこと等を踏まえると、申立人の国民年金保険料の還付に係る記録は不自然とまでは言い難く、申立人に対する国民年金保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

また、申立人からは、上記再申立てに係る供述のみで、年金記録の訂正につながる新たな資料及び事情が得られず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 7 月 16 日から 52 年 3 月 1 日まで

「ねんきん特別便」を確認したところ、私が勤務していたA公団B支所（申立期間中にA公団C支社に名称変更。現在は、D機構E支社）における申立期間について、脱退手当金を支給済みとされている。

同公団を退職した後に結婚し、夫の仕事の関係で県外に転居しており、現在まで脱退手当金の請求^{おぼ}手続や受給をした覚えも無いので、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

日本年金機構が保管する脱退手当金交付金受付簿において、申立人の氏名が記載された発信者名欄、処理経過欄等に、昭和 56 年 7 月 20 日付けで、改姓後の申立人の氏名で提出された脱退手当金裁定請求書を受領したこと、及び同年 11 月 20 日に 7 万 400 円が支給されたことが記載されていることが確認でき、当該金額はオンライン記録における申立人に係る脱退手当金支給額とも一致する。

また、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿の申立人に係る氏名は、申立人の裁定請求書を受け付けた日（昭和 56 年 7 月 20 日）から約 2 か月後の昭和 56 年 9 月 30 日に変更の処理がなされており、申立期間の脱退手当金の請求は、改姓後の氏名で請求されたことがうかがえる上、申立期間の脱退手当金支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというのみで、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 2682 (事案 554 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月14日から48年9月6日までの間の
1年間

「A社」又は「B社」に勤務し、販売業務に従事していた期間について、年金記録確認第三者委員会に厚生年金保険の被保険者記録の訂正を求めたところ、記録の訂正が認められなかった。

今回、「A社」又は「B社」の勤務期間後に勤務したC社の入社を勧めてくれた同社の同僚から、「販売業務ではなく、当社の業務に力を貸してほしい。」と言われたことを思い出したので、申立期間をC社における厚生年金保険被保険者資格の取得日の直前の期間に変更するので、再度調査の上、申立期間を「A社」又は「B社」における厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立期間に係る申立てについては、申立人が挙げた上司の名前が、D社及びE社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できるとともに、E社の元従業員の供述により得られた上司の名前が一致することなどから、勤務期間の特定はできないものの、申立人がE社に勤務していた可能性を推認できるところ、申立てについては、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、同社で経理事務を担当していたとする同僚から、「同社は販売に携わる営業社員については、給与は歩合制であり、社会保険には加入させていなかった。」との供述が得られているなどとして、既に当委員会の決定に基づき、平成20年12月26日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間を変更して再申立てを行っているが、前述の被保険者名簿では、変更後の申立期間においても、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、前述の被保険者名簿から、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚二人から新たに聴取したものの、申立期間当時のE社における販売員の厚生年金保険の加入状況については記憶しておらず、前述の経理事務を担当していたとする同僚以外に、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除についての供述は得られない。

さらに、前述の上司について厚生年金保険の被保険者記録が確認できるD社及び申立人が勤務していた可能性がある事業所として名前を挙げた「B社」について、該当すると推認されるF社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、変更後の申立期間において、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

そのほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、オンライン記録によれば、申立人は、申立期間において、国民年金に加入し、全期間が国民年金保険料の納付済期間となっていることが確認できる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年ごろから35年8月ごろまで
申立期間においてA社に在籍していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が確認できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は既に死亡しており、申立人の妻は、申立人がA社に在籍していたと主張しているものの、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所に該当する同一名称の事業所は22事業所が確認でき、A社各支店が業務を担当していた現場は複数あり、多いところでは数十箇所及び現場を担当していると推認されるところ、申立人の妻は、具体的な事業所、担当業務、同僚の氏名等を全く承知していないとしているため、申立事業所を特定することができず、申立人の勤務実態等の確認ができない。

また、A社は、申立期間当時の正社員の記録は保管しているが、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険料の控除等については確認できないと回答している。

さらに、申立期間は申立人の結婚前の期間であり、申立人の妻は、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、申立人の妻が、申立人がA社に在籍していたことを聞いたとする者に聴取することができず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 2684 (事案 591 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年10月1日から21年10月1日まで
年金記録確認第三者委員会に厚生年金保険の被保険者記録の訂正を求めたところ、申立期間について記録訂正が認められなかった。国民学校高等科を卒業して昭和19年4月にA社B事業所(現在は、C社B事業所。オンライン記録ではD社)に入社し、終戦後も継続して勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、C社B事業所が保管する社員台帳に記載されている申立人の勤務期間は、昭和19年4月1日から20年9月30日までの期間とされている上、申立人が申立期間において勤務していたことを推認できる同僚等の供述は得られないなどとして、既に当委員会の決定に基づき、平成21年1月16日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前述の通知において、厚生年金保険の被保険者記録の訂正が必要であるとされた昭和19年4月1日から20年10月1日までの期間以降も申立事業所に継続して勤務していたと主張しているが、当該主張を裏付ける新たな資料等は提示していない。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚二人から、新たに、「申立期間当時、申立事業所は終戦直後で仕事が無かったため希望退職者を募り、その結果、多くの同僚が退職した。」との供述が得られているところ、当該被保険者名簿から、申立人と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる43人中25人が、申立人が被保険者資格を喪失した日の属する月及びその前月に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

そのほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 8 月 ごろから 59 年 3 月 ごろまで

申立期間当時、社会保険に加入できる会社を探して、A社に入社し、事務職として業務に従事していた。

長男を出産した際は、当時勤務していた会社を早期に退職したため出産手当金を受給できなかったため、次男を出産した申立期間当時は、出産直前までの期間において勤務し、分娩費に加え出産手当金も受給した記憶があり、申立期間は健康保険の被保険者であったと思う。

しかし、同社における厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人は、昭和 57 年 9 月 1 日から 59 年 3 月 31 日までの期間において、A社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、適用事業所名簿により、A社は、昭和 57 年 10 月 1 日に、厚生年金保険の適用事業所に該当していることが確認でき、申立期間のうち、同年 8 月から同年 10 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる、申立人の退職直後に申立事業所に入社したとする同僚は、当該時期から約 1 年後に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、「小さい会社だったので、手続きが遅くなったためか、健康保険及び厚生年金保険は入社と同時に加入しなかった。加入するまでの期間における健康保険は、私の家族の扶養に入っていた。」と供述していることから判断すると、当時、申立事業所では、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年

金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、前述の被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、A社は、「火災により申立期間当時の資料が焼失し、申立人の厚生年金保険の加入状況については不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料を得ることができないものの、申立期間当時の経理担当者は、「健康保険及び厚生年金保険に加入していない従業員の給与から保険料を控除することは無かった。」と供述している。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立人は、長男を出産した際は、当時勤務していた事業所を早期に退職したため出産手当金を受給できなかったと供述しているものの、当時は、退職後6か月以内の出産であれば健康保険の出産手当金が支給されたことから判断すると、申立人は、当該事業所において健康保険及び厚生年金保険の被保険者記録があり、退職後6か月以内の出産である長男については、出産手当金を受給できたものと考えられる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年7月1日から9年1月1日まで
② 平成9年1月1日から17年1月1日まで

平成7年3月からA社に勤務していた申立期間①に係る標準報酬月額が、申立期間①直前の期間の標準報酬月額（15万円）より低い標準報酬月額（12万6,000円）で記録されている。同社における給与額は入社時から交通費を含めて約15万円が変わっておらず、預金口座に振り込まれていた給与額も入社時とほぼ変わっていない。

また、申立期間②について、平成9年1月1日にA社からB社に転籍したが、同社における当初の給与額はA社に在籍時と同じ額（約15万円）であり、16年1月からは交通費を含めて約21万円の給与額となっていたが、標準報酬月額は、この給与額より低い額となっている。

申立期間における標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額の範囲内である（報酬月額に見合う標準報酬月額を超える場合を除く。）。

しかしながら、申立期間①については、事業主は既に死亡しているが、事業主の妻（申立期間②の申立事業所における事業主）は、「平成8年に資金繰りが難しくなり、報酬月額を引き下げた旨を社会保険事務所（当時）に届け

出たが、実際に支給する報酬月額を引き下げなかった。ただし、報酬月額から控除する厚生年金保険料は、届け出た報酬月額を基準にして算出した額を控除していた。」と供述しているところ、オンライン記録により平成8年7月1日に申立人の標準報酬月額が、申立期間①直前の期間の標準報酬月額（15万円）より低い標準報酬月額（12万6,000円）で記録されていることが確認できる。

一方、申立期間②については、B社が保管する申立人に係る平成9年1月1日の「健康保険厚生年金保険被保険者資格確認および標準報酬決定通知書」、平成9年度から16年度までの期間の定時決定に係る「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」、16年1月の随時改定に係る「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書」、及び17年1月1日の「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」により、オンライン記録どおりに事業主が申立人の報酬月額を届け出ていることが確認できる上、同社が保管する9年1月から同年8月までの期間及び10年1月から16年12月までの期間の賃金台帳により、当該期間の給与月額を基に算出した標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回るものの、当該賃金台帳に記載された厚生年金保険料の控除額を基に算定した標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、申立期間当時、申立人は、A社及びB社において、社会保険関係事務及び給与事務を担当しており、事業主の指示どおりに、社会保険事務所に届け出た報酬月額に基づく標準報酬月額により厚生年金保険料を算出していた旨の供述をしている。

さらに、申立期間①の事業主と申立期間②の事業主は夫婦であり、両事業所の所在地が同一であること、申立人は両事業所の経営者は同じであったと申し立てていることなどから判断すると、両事業所における社会保険事務の取扱いなどは同一であったことがうかがえるとともに、申立期間に係る厚生年金保険料の控除についても、同様の取扱いであったと考えられる。

加えて、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無く、このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 8 月 10 日から同年 9 月 10 日まで
② 昭和 55 年 11 月 1 日から 56 年 1 月 1 日まで

申立期間①については、A社に勤務し、営業担当として契約を成立させたことなどを記憶しているが、同社における厚生年金保険の被保険者記録が申立期間①直前の10日間しか確認できない。

申立期間②については、B社に勤務し、2か月分の給与をもらったことを記憶しているが、同社における厚生年金保険の被保険者記録が申立期間②直後の約1か月間しか確認できない。

両事業所において勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、「A社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる期間以上に同社において営業担当の従業員として勤務していた。」と申し立てているものの、申立事業所に勤務していたとする期間に関する申立人の記憶が明確ではない上、申立人が名前を挙げた同僚に聴取しても、申立人がA社に勤務していた期間を確認できる供述を得ることができない。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立事業所は、昭和 55 年 8 月 1 日に、厚生年金保険の適用事業所に該当することとなり、申立人は同日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年 8 月 10 日に同資格を喪失していることが確認できる上、当該記録はオンライン記録と一致している。

さらに、前述の被保険者名簿によれば、厚生年金保険の被保険者記録が

確認できる同僚のうち、社会保険事務を担当していたとする者は、「厚生年金保険料が高かったので、厚生年金保険への加入を希望しない人もいた。」と供述し、経理事務を担当していたとする同僚は、「営業担当の従業員は出入りが多く、厚生年金保険への加入手続をしていなかった者もあるかもしれない。」と供述していることから判断すると、当時、申立事業所では、従業員について必ずしも全員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

加えて、前述の被保険者名簿によれば、申立人について、厚生年金保険被保険者の資格を取得した同じ月に同資格を喪失したことを示す「同月得喪」の表示が記載されているとともに、健康保険被保険者証が回収されたことを示す記録も確認できる。

また、前述の被保険者名簿によると、申立事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主は既に死亡しており、前述の同僚からも申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況に係る供述が得られないことから、申立人の申立期間①における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

2 申立期間②については、雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間②においてもB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなったのは、昭和56年1月1日であり、申立人が同日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、当該記録はオンライン記録と一致している。

また、前述の被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「申立事業所に6か月間勤務していたが、厚生年金保険の加入期間は退職前の1か月間のみである。」と供述し、同人の厚生年金保険の被保険者資格の取得日は、申立人と同日の昭和56年1月1日であることが確認できることから、当時、申立事業所では、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、前述の被保険者名簿によると、申立事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主は既に死亡し、申立人が名前を挙げる同僚はその所在が確認できず供述を得ることができないことから、申立人の申立期間②における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

3 申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 5 月から 34 年 5 月 1 日まで
② 昭和 38 年 5 月 15 日から同年 12 月 1 日まで
③ 昭和 39 年 3 月 14 日から同年 7 月 30 日まで

A 社（申立期間中に、B 社と名称変更）C 出張所において現場責任者として勤務していた期間のうち、申立期間①に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

また、D 社（現在は、E 社）に車両等の担当として勤務していた申立期間②に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

さらに、F 社において車両等の担当として勤務していた期間のうち、申立期間③に係る厚生年金保険の被保険者記録も確認できない。

申立期間において勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が名前を挙げた同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間①においてA社C出張所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上述の同僚は、「申立人は私より少し早く入社した。私は昭和 33 年 6 月からA社C出張所に勤務しているが、同社C出張所では試用期間があり、その期間中は厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と供述しているところ、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和 34 年 8 月 1 日であることが確認できる上、前述の被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「申立事業所は、入社してもすぐには厚生年金保険に加入させていなかった。数年間勤務した後に入社させて

いた。」、「申立事業所は、経費の関係もあり、厚生年金保険には何年か経験を積まないと加入させていなかった。」と供述していることから判断すると、申立事業所は、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

また、前述の被保険者名簿によれば、申立人は、昭和 34 年 5 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認でき、当該記録はオンライン記録と一致している。

さらに、前述の被保険者名簿によれば、申立事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主は既に死亡している上、前述の複数の同僚からも、申立人の申立期間①における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、申立人が名前を挙げる同僚の供述、及びD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において当該同僚の厚生年金保険の被保険者記録が確認できることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、前述の被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「私は採用試験を受けてD社に入社した。同事業所では試用期間が3か月間あり、試用期間中は厚生年金保険に加入していなかったと思う。」、「私は昭和 35 年からD社に勤務していた。同事業所では、見習期間が数年間あり、私が厚生年金保険に加入したのは 38 年 3 月 9 日であった。」と供述しているところ、当該複数の同僚について、前述の被保険者名簿から確認できる厚生年金保険被保険者資格の取得時期と、それぞれが供述する勤務開始時期が一致していないことから判断すると、申立事業所は、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

また、前述の被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、申立期間②における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、D社及び同社の関連会社であるG社では、「申立人に係る関連資料は保存しておらず、申立内容を確認できない。」と回答している上、前述の複数の同僚からも申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除等についての供述が得られないことから、申立人の申立期間②における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、D社が、当時、車両等の担当業務を一部委託していたとされるH社I支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、申立期間②における健康保険の整理番号に欠番も無い

- 3 申立期間③については、申立人は、「昭和39年7月までの期間においてF社に勤務した。同社を退職することとなった理由は、部下である運転手が事故を起こしたため、その責任を取って退職した。」と申し立てているところ、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人が部下として名前を挙げた者は、申立人と同じく昭和39年3月14日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることが確認できる。

また、前述の被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、上記の事故を起こした運転手の解雇に関する記憶はあるとするものの、申立人に関する記憶は無いなどと供述しており、申立人が申立期間③においても申立事業所に勤務していたことを確認することができない。

さらに、前述の被保険者名簿によれば、申立人は、昭和39年3月14日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることが確認でき、当該記録はオンライン記録と一致している。

加えて、適用事業所名簿によれば、申立事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立事業所の関連会社であったG社は、「申立人に係る関連資料は保存しておらず、申立内容を確認できない。」と回答している上、上記の複数の同僚からも、申立人の申立期間③における勤務実態に関する供述は得られないことから、申立人の申立期間③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 5 月ごろからの 6 か月から 1 年の間
② 昭和 37 年ごろの 6 か月から 1 年の間

申立期間①については、首都圏の A 区に所在していた B 事業所、申立期間②については、同区に所在していた C 事業所に勤務していた。

両申立期間とも勤務していた期間は明確ではないが勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は B 事業所で運転手助手として勤務していたと申し立てているものの、申立事業所の事業主の名前及び事業所の具体的な所在地を申立人は記憶しておらず、申立人が勤務していたとする事業所を特定することができない。

また、適用事業所名簿によれば、申立期間①当時、A 区において B 事業所という名称の事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当していないことを確認できる上、上記名簿において、首都圏の他の区に所在する、当該名称と類似する事業所が複数確認できるものの、いずれの事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人は、申立事業所における同僚の名前を憶えておらず、同僚から、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認できる供述を得ることができない。

加えて、申立人は、B 事業所で勤務していた時期に運転免許を取得した旨主張しているところ、D 県警察本部は、申立人は昭和 38 年 4 月 1 日に、

D県において運転免許を初めて取得している旨回答している。

- 2 申立期間②については、申立人はE社の下請であったC事業所で勤務していたと申し立てているところ、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人はC事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、適用事業所名簿によれば、申立期間②当時、A区においてC事業所という名称の事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認できない上、前述のE社に係る被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者は、「C事業所は個人事業所であり、厚生年金保険には加入していなかった。従業員が何人いたかは思い出せない。」と供述している。

また、申立人は、申立事業所の事業主の名前をおぼえておらず、申立人が一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚の所在が確認できないことから、事業主及び当該同僚から、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認できる供述を得ることができない。

- 3 申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
② 昭和 35 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
③ 昭和 36 年 4 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社（申立期間③中の昭和 36 年 9 月に、B社に名称変更）に勤務していた申立期間の被保険者記録が無い旨の回答を得た。

申立期間については、同社に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の記憶する複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、上記複数の同僚のうち一人は、「私は厚生年金保険には加入しておらず、健康保険被保険者証も所持していなかった。」と供述している上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できた同僚一人は、「季節採用の従業員については厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述しているところ、「健康保険被保険者証も所持していなかった。」と供述する上述の同僚は、当該被保険者名簿において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことなどから判断すると、当時、申立事業所では、従業員について必ずしも全員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

また、適用事業所名簿によれば、A社は昭和 50 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主は死亡していることから、申立人のすべての申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況

及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、前述の被保険者名簿では、申立期間における申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 6 月 26 日から 54 年 9 月 1 日まで

A社に2回勤務した期間のうち、最初に勤務した申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いことが判明したので、事業主に確認したところ、同社に昭和 52 年 6 月 26 日付けで採用されていることが従業員名簿に記載されているとの回答を得た。

このため、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の被保険者記録について確認したところ、申立期間の被保険者記録が無い旨の回答を得たが、申立期間もA社に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

現在の事業主及び申立人が記憶する同僚二人の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立事業所において、申立人が事業主に採用日を確認したとする従業員名簿は保存されていない上、経理事務を担当していたとされる当時の事業主の妻は、既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間における申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立人の申立期間における雇用保険の被保険者記録は確認できない上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年 10 月から 2 年 9 月まで
② 平成 2 年 10 月から 4 年 4 月まで
③ 平成 4 年 5 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
④ 平成 4 年 12 月 1 日から 6 年 6 月 1 日まで

私は、昭和 55 年 8 月に A 社を創業し、創業当初から厚生年金保険の被保険者として加入していたが、社会保険事務所（当時）が記録する標準報酬月額に相違があると思うので、申立期間①については標準報酬月額を 50 万円に、申立期間②については標準報酬月額を 70 万円に訂正してほしい。

また、平成 4 年 4 月 30 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失している記録となっているが、6 年 5 月末までの期間について厚生年金保険の被保険者であったと思うので、厚生年金保険被保険者資格の喪失日を同年 6 月 1 日に訂正し、申立期間③については標準報酬月額を 70 万円に、申立期間④については標準報酬月額を 50 万円にしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 法人登記の閉鎖登記簿謄本によれば、A 社は、平成 8 年 6 月 1 日に商法等の一部を改正する法律附則第 6 条第 1 項の規定により解散し、既に廃業していることから、貸金台帳等の資料は無く、申立人の申立期間の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

また、A 社に係る社会保険事務を委託されていたとする社会保険労務士事務所に照会しても、申立内容を確認することができる関連資料及び供述を得ることができない上、申立人の主張以外に申立人の申立期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除額等を裏付けるものは無い。

2 申立期間①及び②について、オンライン記録によると、当該期間の標準報

酬月額について、さかのぼって記録の訂正が行われたなど不自然な形跡は認められない。

また、申立人は当該期間における標準報酬月額の変動について申し立てているが、その主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無く、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、当該期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立期間③及び④については、オンライン記録によると、A社は平成4年4月30日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、同記録において、申立人及び申立人の元妻（以下同じ）を除く厚生年金保険の被保険者が最後に被保険者資格を喪失したのは元年12月30日であり、同日から4年4月30日までの期間について、厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるのは、申立人及び申立人の妻の二人だけであるところ、申立人の妻に連絡を取れないことから、申立期間③及び④における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、申立人が当該期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無く、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、当該期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。